

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4271576号
(P4271576)

(45) 発行日 平成21年6月3日(2009.6.3)

(24) 登録日 平成21年3月6日(2009.3.6)

(51) Int.Cl.

F 1

GO6K 17/00	(2006.01)	GO6K 17/00	S
GO6F 3/08	(2006.01)	GO6K 17/00	B
GO6F 21/20	(2006.01)	GO6K 17/00	V
GO6K 19/07	(2006.01)	GO6F 3/08	A
GO6K 19/10	(2006.01)	GO6F 15/00	330G

請求項の数 41 (全 18 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2003-546284 (P2003-546284)
(86) (22) 出願日	平成14年11月19日 (2002.11.19)
(65) 公表番号	特表2005-509981 (P2005-509981A)
(43) 公表日	平成17年4月14日 (2005.4.14)
(86) 國際出願番号	PCT/US2002/037048
(87) 國際公開番号	W02003/044721
(87) 國際公開日	平成15年5月30日 (2003.5.30)
審査請求日	平成17年11月18日 (2005.11.18)
(31) 優先権主張番号	60/333,035
(32) 優先日	平成13年11月19日 (2001.11.19)
(33) 優先権主張国	米国(US)

(73) 特許権者	504193228 ロバート エル. バーチェット ジュニア アメリカ合衆国 29323 サウスカロ ライナ州 チェスニー バーチェット ロ ード 198
(74) 代理人	100077481 弁理士 谷 義一
(74) 代理人	100088915 弁理士 阿部 和夫
(72) 発明者	ロバート エル. バーチェット ジュニア アメリカ合衆国 29323 サウスカロ ライナ州 チェスニー バーチェット ロ ード 198

審査官 日下 善之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】不正使用を防ぐ安全性を備えるトランザクションカードシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ホストと、

ドローンメモリを有するドローンカードと

を備えたトランザクションカードシステムであって、

前記ホストは、前記ホストから前記ドローンカードへのデータ転送動作の間、前記ドロ
ーンカードの一部を物理的に収納するように適合され、

前記ホストは、

少なくとも1つのトランザクションカードに関するアカウント情報を記憶するように構成されたホストメモリと、

前記メモリに記憶された前記少なくとも1つのトランザクションカードに対応する可読の識別子を生成するように構成された出力回路と、

前記メモリに記憶されたトランザクションカードを選択するように構成されたユーザ入力装置と、

前記メモリ、出力回路、およびユーザ入力装置に動作可能なように結合されたプロセッサと

を備え、

前記出力回路は、前記ユーザ入力装置から受け取られた入力に応答して可読の識別子を生成し、

前記可読の識別子は、前記ホストによって自動的に生成されたセキュリティコードを含

10

20

み、かつ前記ドローンカードに転送され、

前記セキュリティコードは、トランザクションを認証するためにリモートコンピュータに転送可能であり、前記ホスト及び前記リモートコンピュータによって知られるランダムに変化するコードパターンであり、トランザクションごとに異なることを特徴とするトランザクションカードシステム。

【請求項 2】

前記プロセッサに動作可能なように結合されたセキュリティ入力装置をさらに備え、

前記セキュリティ入力装置は、前記セキュリティ入力装置によって受け取られた入力に基づいて、前記メモリに記憶されたアカウント情報へのアクセスを制限することを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

10

【請求項 3】

前記セキュリティ入力装置は認証センサであることを特徴とする請求項 2 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記認証センサは生体認証センサであることを特徴とする請求項 3 に記載のシステム。

【請求項 5】

第 1 のユーザは、前記認証センサによって受け取られる入力に基づいて、前記メモリに記憶された第 1 のアカウント情報のセットへのアクセス権を有し、第 2 のユーザは、前記認証センサによって受け取られる入力に基づいて、第 2 のアカウント情報のセットへのアクセス権を有することを特徴とする請求項 3 に記載のシステム。

20

【請求項 6】

前記認証センサは指紋センサであることを特徴とする請求項 5 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記出力回路によって生成される前記可読の識別子は磁気信号であることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記出力回路によって生成される前記可読の識別子はバーコードであることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記セキュリティコードは、暗号化アルゴリズムに基づくことを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

30

【請求項 10】

前記プロセッサに動作可能なように結合されたステータス表示をさらに備え、

前記ステータス表示は、使用不可の状態と使用可能な状態とで切り替わるように構成され、前記ステータス表示は、前記出力回路が可読の識別子を生成すると使用可能になることを特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 11】

前記ステータス表示は、カードリーダによって読み取られると使用不可になることを特徴とする請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記ステータス表示は、前記出力回路が可読の識別子を生成した後に所定の時間が経過すると使用不可になることを特徴とする請求項 10 に記載のシステム。

40

【請求項 13】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能な時に点灯する照明であることを特徴とする請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能である時には第 1 の色を点灯し、前記ステータス表示が使用不可である時には第 2 の色を点灯する照明であることを特徴とする請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 15】

50

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能である時には第1の可聴音を提供し、前記ステータス表示が使用不可の時には第2の可聴音を提供することを特徴とする請求項10に記載のシステム。

【請求項16】

アカウント情報をダウンロードする、前記プロセッサに動作可能なように結合されたインターフェースをさらに備えたことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項17】

前記プロセッサに動作可能なように結合されたディスプレイをさらに備え、前記ディスプレイは、前記ユーザ入力装置に応答して、前記メモリに記憶されたアカウント情報を表示することを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項18】

ドローンメモリ、ドローンインターフェース、および前記ドローンメモリに記憶されたアカウント情報に対応する可読の識別子を生成するように構成された出力回路を有するドローンカードと、

前記ドローンカードを収納するスロットを有するホストであって、

少なくとも1つのトランザクションカードについてのアカウント情報を記憶するよう構成されたホストメモリと、

前記ドローンインターフェースと通信して前記ドローンカードにアカウント情報を転送するように構成されたホストインターフェースと、

生体認証センサと、

前記ホストメモリ、前記ホストインターフェース、および前記生体認証センサに動作可能なように接続されたプロセッサと、

前記ホストと通信可能なユーザ入力装置と、前記ホストの前記スロット内に収納されるように構成されたカード様部分とを有する登録装置と

を有するホストと

を備え、

前記ホストは、前記生体認証センサを介してユーザが確認されると前記ドローンメモリにアカウント情報を転送し、

前記ホストは、前記ホストの使用を防止する使用不可の状態と前記ホストの使用を可能にする使用可能な状態との間を切り替わるように構成され、前記登録装置のユーザ入力装置から受け取られた入力に応答して前記使用可能状態に切り替わることを特徴とするトランザクションカードシステム。

【請求項19】

前記生体認証センサは指紋センサであることを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項20】

第1のユーザは、前記生体認証センサによって受け取られる入力に基づいて、前記メモリに記憶された第1のアカウント情報のセットへのアクセス権を有し、第2のユーザは、前記生体認証センサによって受け取られる入力に基づいて、第2のアカウント情報のセットへのアクセス権を有することを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項21】

前記ドローンカードの前記出力回路によって生成される前記可読の識別子は磁気信号であることを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項22】

前記ドローンカードの前記出力回路によって生成される前記可読の識別子はバーコードであることを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項23】

前記ドローンカードによって生成される前記可読の識別子はセキュリティコードを含むことを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項24】

10

20

30

40

50

前記セキュリティコードはトランザクションごとに異なることを特徴とする請求項2_3に記載のシステム。

【請求項 2_5】

前記セキュリティコードはトランザクションごとに連続的に変わることを特徴とする請求項2_3に記載のシステム。

【請求項 2_6】

前記セキュリティコードは、暗号化アルゴリズムに基づくことを特徴とする請求項2_3に記載のシステム。

【請求項 2_7】

前記ローンカードはさらにステータス表示を備え、

10

前記ステータス表示は、使用不可の状態と使用可能な状態とを切り替わるように構成され、前記ステータス表示は、前記ローンカードの前記出力回路が可読の識別子を生成すると使用可能になることを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 2_8】

前記ステータス表示は、出力回路が可読の識別子を生成した後に所定の時間が経過すると使用不可になることを特徴とする請求項2_7に記載のシステム。

【請求項 2_9】

前記ステータス表示は、前記ステータス表示が使用可能の時に点灯する照明であることを特徴とする請求項2_7に記載のシステム。

【請求項 3_0】

20

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースは電気接点を使用して通信することを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 3_1】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースはワイヤレス通信を使用して通信することを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 3_2】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースはレーザ通信を使用して通信することを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 3_3】

前記ローンインターフェースと前記ホストインターフェースは赤外線通信を使用して通信することを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

30

【請求項 3_4】

前記ホストは、電源として太陽電池を含むことを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 3_5】

前記太陽電池に動作可能なように接続された光増幅器をさらに備えたことを特徴とする請求項3_4に記載のシステム。

【請求項 3_6】

前記光増幅器は、前記太陽電池を覆う少なくとも1つのプリズムであることを特徴とする請求項3_5に記載のシステム。

40

【請求項 3_7】

前記ホストは、前記ホストが損傷した場合に前記ホストメモリを消去する改ざん防止手段を含むことを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 3_8】

前記ローンカードは、前記ローンカードが損傷した場合に前記ローンメモリを消去する改ざん防止手段を含むことを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 3_9】

前記ローンカードは、標準的なクレジットカードとほぼ同じ厚みを有することを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【請求項 4_0】

50

前記ホストは、標準的なクレジットカードの約3倍の厚みを有することを特徴とする請求項3_9に記載のシステム。

【請求項41】

前記ホストメモリに記憶されたトランザクションカードのアカウント情報を選択するよう構成されたユーザ入力装置をさらに備えたことを特徴とする請求項1_8に記載のシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般には、トランザクションカードの技術分野に関する。より詳細には、本発明は、不正使用を防止するセキュリティ機能を備えた改良されたトランザクションカードシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

クレジットカード、デビットカード、アクセスカードなどのトランザクションカードが普及している。トランザクションカードは利用者に利便性をもたらす一方で、不正な使用も頻繁に発生している。不正な使用は、郵便物の盗難、偽造、および盗難カードを通じて行われる可能性がある。クレジットカード会社が詐欺行為のために被る損害は毎年数億ドルに上るものと思われる。この損害は、最終的には、価格に上乗せされるという形で顧客が負担しなければならない。

【0003】

いくつかの文献に上述のような従来の技術に関連した技術内容が開示されている（例えば、特許文献1参照）。

【0004】

【特許文献1】米国特許第6,089,451号明細書

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

トランザクションカードの不正使用を防止する試みは複数行われているが、新規のトランザクションカードシステムに対するさらなる必要性が存在する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、従来技術の構造と方法の各種の欠点を認識し、対処する。したがって、本発明の目的は、不正使用を防止するセキュリティ機能を有する改良されたトランザクションカードシステムを提供することである。

【0007】

本発明は、少なくとも1つのトランザクションカードアカウントに関する情報を有するホストを備えるシステムを提供する。ホストは、ホスト内に担持されるドローン(drone)カードにカードデータを転送するように機能する。ホストは、ドローンカードの使用の前にユーザを認証する生体認証センサまたは他の適切な識別子手段を含む。ユーザが認証されると、ドローンカードは、ユーザによって選択されたトランザクションカードアカウントに対応する可読の識別子を提供する。当業者には、代替としてホストの機能はドローンカード中に組み込んでもよいことが理解されよう。

【0008】

本発明のこの他の目的、特徴、および態様は、下記でより詳細に述べる、ここに開示される要素の各種の組み合わせおよびサブコンビネーションによって達成される。

【0009】

当業者に対する、本発明の最良の形態を含む完全で、本発明を可能にする開示を添付図面を参照して本明細書の以下の部分でより詳細に説明する。

【0010】

10

20

30

40

50

本明細書および図面で参照符号を繰り返し使用することは、本発明の同一または同様の特徴または要素を表すものとする。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

本発明の現在の時点で好適実施形態を詳細に参照し、そのような実施形態の1つまたは複数の例を添付図面に示す。各例は、本発明の説明として提供し、本発明を限定するものではない。実際、当業者には、本発明の範囲または趣旨から逸脱することなく、本発明の変更形態および変形形態を作成できることが明らかであろう。例えば、ある実施形態の一部として図示または説明する特徴を別の実施形態で使用して、さらなる実施形態を得ることができる。

10

【0012】

一実施形態では、本発明は、1つまたは複数のカードアカウントに関する情報を収容するホストを提供する。カードアカウントには、これらに限定しないが、クレジットカード、デビットカード、図書館カード、ソーシャルセキュリティカード、医療保険カード、電話カード、アクセスカード、割引カード、および特定の人またはグループに関連する識別情報を含んでいるその他のカードが含まれる。ホスト内に担持されるドローンカードは、カードアカウントに対応するように構成することができる。多くの場合、ホストは、ユーザが数個のカードアカウントから特定のカードアカウントを選択できるように構成することができる。登録装置が動作して、個人またはグループが使用するためにホスト上の各種のカードアカウントに関する情報をプログラムする。

20

【0013】

登録装置によって初期化されると、ホストは、認証のために必要なユーザ情報と、カードアカウントに関連するデータを含む。ホストに記憶された特定のカードアカウントを使用するには、まずホストの認証センサを使用してユーザを認証する。所望のカードアカウントが選択されると、ホストは、選択されたカードアカウントに関連するデータをドローンカードにアップロードする。ドローンカードは、選択されたカードアカウントに対応する可読の識別子（すなわち磁気信号、バーコードなど）を生成する出力回路を含むことができる。ドローンカードが特定の期間中に使用されない場合、ドローンカードは使用不可にされ、使用するには再度認証を必要とすることが好ましい。同様に、ドローンカードは、トランザクションが完了すると使用不可にことができる。

30

【0014】

図1A、1B、および1Cに、本発明によるドローンカード100を担持するホスト10を示す。ホスト10は、前面12と、ドローンカード100を収納するスロット14を有する。ホスト10は、比較的硬質の材料から形成されることが好ましく、ドローンカード100を収納し、必要な電子回路を収容するのに必要な厚み以下の厚みであることが好ましい。多くの場合、ホスト10の厚みは、標準的なクレジットカードの厚みの約3倍以下である。図ではスロット14がホスト10の短辺の側についているが、スロット14はホスト10のどの側に位置してもよいことを理解されたい。例えば、一部の事例では、左利きの人でも右利きの人でもドローンカード100をより容易に取り出せるようにするために、ホスト10の長端にスロット14を配置することが望ましい場合がある。スロット14の近くにある切り込み部分16は、ユーザの指がドローンカード100に届くようにして、カード100をホスト10から容易に取り出せるようにする。ホスト10は、携帯電話や携帯情報端末（PDA）などの他の電子機器中に組み込むこともできる。

40

【0015】

ホスト10の内部は、何者かがホストに記憶されたアカウント情報を入手しようとするのを防止する適切な改ざん防止機構を備えることができる。例えば、図のホスト10の実施形態は、表面のすぐ下に目の細かい網目状の針金18を含んでいる。網目状の針金18は、連続的につなげて、網目が破壊されるとホスト10に記憶されたすべての情報が削除されるようにすることができる。ホスト10を開けようと試みると網目が破壊することを理解されたい。

50

【0016】

ホスト10は、ユーザの識別を検証する、一体化して取り付けられた認証センサ20を含むことが好ましい。認証センサ20は、指紋センサなど適切な生体認証センサであることが好ましい。この目的に使用することが可能な指紋センサの1つは、フロリダ州メルボルンのAuthenTec社から販売されるFINGERLOC(商標)と称するものである。認証センサ20は、個人識別番号(PIN)のキーパッドなどユーザの識別を検証する他の適切な手段でもあってよいことを理解されたい。

【0017】

図の実施形態で、ホスト10は、ユーザがホスト10に記憶された各種のカードアカウントに関連する情報を見られるディスプレイ30を含む。ディスプレイ30は、キャラクタ液晶ディスプレイ(「LCD」)であることが好ましいが、任意の他の適切なディスプレイを使用することができる。特定の文字を用いてLCDを駆動する方法は当技術分野では周知である。

10

【0018】

ホスト10の前面12に装着されたスクロールボタン40は、ユーザがアクセス権を有するホスト10に記憶された各種のカードアカウントの名前をスクロールして見ることを可能にする。ユーザがカードアカウントの名前をスクロールすると、各アカウント名をディスプレイ30に表示することができる。ユーザが使用する特定のカードアカウントを決定すると、入力ボタン50を使用して所望のカードアカウントを選択する。下記で詳細に述べるように、次いで、選択されたカードアカウントに一致する情報がセキュリティコードとともにローンカード100にアップロードされる。特定のカードアカウントに関する情報も、表示ボタン60を選択することによりディスプレイ30で見ることができる。ディスプレイスクロールボタン40、入力ボタン50、および表示ボタン60は、スライドスイッチまたは他のユーザ入力装置として形成できることを理解されたい。

20

【0019】

ホスト10は、登録装置200(図5)からユーザデータをダウンロードし、ローンカード100にデータをアップロードするインタフェース70を含む。カードデータは、特定のカードアカウントに対応するデータを含み、一方、ユーザデータは、指紋の画像などユーザを確認するために必要な情報と、ユーザに関連付けられた各カードアカウントについてのカードデータを含む。データを交換するための多数の機器および技術に照らして、インタフェースは、電気的接触、赤外線通信、あるいはレーザ通信を使用するなど、各種方式で実施することができる。ローンカード10に1つのみのカードアカウントを転送することができる場合、ホスト10は、ローンカード100に恒久的にアカウントデータを書き込むことができる。電気的接触のインタフェースに関しては、ホスト10は、登録装置200およびローンカード100上の電気接点とインタフェースを取ることができる内部の電気接点72を含む。登録装置200は、ホスト10に必要なデータを提供するためにスロット14に挿入することができるカード状のコネクタを含むことが好ましい。

30

【0020】

次いで図2を参照すると、ホスト10は、オンボードメモリ82と電気通信する内部のマイクロプロセッサ80を有する。メモリ82は、適切なEEPROM(Electronically Erasable and Programmable Read Only Memory)であることが好ましく、カードデータ、ユーザデータ、およびセキュリティコードを記憶するように機能する(これらについては下記でより完全に説明する)。好ましくはバッテリである電源90が、マイクロプロセッサ80およびメモリ82に電力を提供する。この目的には、イスラエルのKibbutz EinatのPower Paper Ltd.から販売されるバッテリなど、超薄型のバッテリを利用することが望ましい。電源90は、充電可能であり、太陽電池92を使用して補充的な充電を受け取ることができる。光学式表示灯(図示せず)によっても、バッテリの電力が低下したことを知らせることができる。

40

【0021】

50

任意で、太陽電池 9 2 に利用できる周辺光を増大あるいは增幅する手段を提供してもよい。例えば、一実施形態では、図 1 D に示すように、太陽電池 9 2 を覆うようにホスト 1 0 の前面 1 2 中に光学プリズム 9 3 を成型してもよい。適切な光増幅器の構成と選択は、当業者には理解されよう。バッテリの寿命を延ばすために、マイクロプロセッサ 8 0 は、認証センサ 2 0 またはスクロールボタン 4 0 によって起動されるまでは「スリープ」モードを保つことが好ましい。用語「スリープ」モードとは、入力によって中断されるまでマイクロプロセッサによって維持される低電力状態を意味する。

【 0 0 2 2 】

認証センサ 2 0 、スクロールボタン 4 0 、入力ボタン 5 0 、および表示ボタン 6 0 は、マイクロプロセッサ 8 0 に入力データを提供する。インタフェース 7 0 もマイクロプロセッサ 8 0 に入力データを提供し、また出力データを受け取る。マイクロプロセッサ 8 0 は、入力データに応答して機能する。

【 0 0 2 3 】

マイクロプロセッサ 8 0 は、入力データをメモリ 8 2 に記憶されたユーザデータと比較して入力データが有効なユーザを表すかどうかを判定することにより、認証センサ 2 0 からの入力データに応答する。複数のユーザをホストに関連付けることができ、したがって、ホストのユーザデータは複数の者に対応する可能性がある。例えば、認証センサ 2 0 が指紋センサである場合は、ホスト 1 0 に関連付けられた各人の指紋が、ホスト 1 0 に記憶されている選択されたカードアカウントへのアクセス権を提供する。

【 0 0 2 4 】

次いで図 6 を参照すると、ユーザを認証する際の最初のステップは、ユーザの指紋をスキャンするなどにより認証センサ 2 0 からのユーザの入力データを読み取ることである。次いで、ホストは、認証センサ 2 0 によってスキャンされたデータを、ホストのメモリに記憶されたユーザデータと比較する。スキャンされたデータがメモリに記憶されたユーザデータと一致しない場合、ユーザはカードアカウントへのアクセスを許可されない。あるいは、スキャンされたデータがメモリに記憶されたユーザデータと一致する場合は、ユーザには、そのユーザがアクセス権を有するすべてのカードアカウントへのアクセス権が与えられる。

【 0 0 2 5 】

ホストに関連付けられたすべてのユーザが、ホストに記憶された各カードに必ずしもアクセスできる訳ではない。ホストは、複数レベルのセキュリティを提供して、特定のユーザが特定のカードアカウントへのアクセス権を得られないように制限することができる。例えば、「ユーザ A」と「ユーザ B」のユーザデータとともに「カード A」（例えば V i s a ）と「カード B」（例えば A m e r i c a n E x p r e s s ）についてのカードデータがメモリに記憶され、認証センサとして指紋センサを含むホストを考えられたい。したがって、「ユーザ A」と「ユーザ B」の両方が各自の指紋を使用してホストを起動することができる。この例のユーザデータに基づくと、「ユーザ A」は「カード A」に関連付けられ、「カード A」にアクセスすることができるが、「カード B」には関連付けられておらず、アクセスすることができない。「ユーザ A」がホストで利用できるカードをスクロールして見る際には「カード A」だけが表示される。しかし、ユーザデータは、「ユーザ B」を「カード A」と「カード B」の両方に関連付けている。その結果、「ユーザ B」は「カード A」と「カード B」の両方を見、使用することができる。

【 0 0 2 6 】

認証が終わると、マイクロプロセッサ 8 0 は、ユーザに関連付けられたユーザデータ中の次のカードアカウントの識別をもってディスプレイ 3 0 を駆動することにより、スクロールボタン 4 0 からの入力に応答する。スクロールボタンを選択し続けることにより、ユーザは、自身がアクセス権を有するホスト 1 0 に記憶されたカードアカウントの全リストを見ることができる。表示ボタン 6 0 からの入力に応答して、マイクロプロセッサ 8 0 は、セキュリティコードと併せて、選択されたカードアカウントのカードデータ（例えばアカウント番号）を表示する。マイクロプロセッサ 8 0 は、インタフェース 7 0 を介してセ

10

20

30

40

50

キュリティコードとともにカードデータをドローンカード100にアップロードすることにより、入力ボタン50からの入力に応答する。任意で、ドローンカード100は、カードデータが入ったメモリを有することができ、セキュリティコードだけがドローンカード100にアップロードされる。

【0027】

セキュリティコードは、カードアカウントおよびトランザクションに関連付けられた一意のコードである。カードアカウントは不变であるが、セキュリティコードは通常トランザクションごとに異なる。誰かがセキュリティコードの再使用を試みると、そのトランザクションは不正として拒否される。例えば選択されたカードアカウントが電話カードである場合、電話会社は、カードアカウント番号と所定のセキュリティコードの両方が提供されなければ、課金を認可しない。第3者がカード番号と以前のセキュリティコードを後に使用するために傍受した場合、電話会社は課金を拒否する。この認証プロセスを図8の表に示す。

10

【0028】

セキュリティコードは、ホストに存在するアルゴリズムに基づいて生成された4桁の英数文字コードであることが好ましい。例えば、セキュリティコードは、ホスト10に存在する内部クロックに基づいて無作為に変化することができる。セキュリティコードは20秒間など一定の時間間隔中に変化してセキュリティの増大を提供することができる。セキュリティコードを検証する中央コンピュータをホストと同期させて、セキュリティコードを認識することができる。あるいは、ホストのメモリに複数のセキュリティコードを記憶してもよい。セキュリティコードを検証するために、トランザクションを行うリーダは、現在のセキュリティコードを発行元エンティティの中央コンピュータに提供し、中央コンピュータは予想されるコードと一致するかどうかを調べる。このコンピュータは、行われる次のトランザクションの特定のセキュリティコードを予想するようにプログラムされる。

20

【0029】

図3Aおよび3Bから分かるように、ドローンカード100は、標準的なクレジットカードとほぼ同じサイズと厚みを有することが好ましい。ただし、クレジットカードを見る誰にでも見えるアカウント番号を保持するクレジットカードと異なり、ドローンカード100は、ドローンカードに関連付けられたユーザまたはグループの名前を任意で除いては、目に見える情報を含まないことが好ましい。任意で、権限のあるユーザの写真102がホスト12あるいはドローンカード上100に提供される。写真102は、権限のあるユーザの恒久的な静止写真とするか、または、権限のあるユーザの電子写真を一時的に表示する電子ディスプレイとしてもよい。電子写真を使用する場合は、ホスト100によって権限のあるユーザに一致する写真が表示される。したがって、ホストには複数のユーザの写真を記憶することができ、許可された特定のユーザに基づいて該当する写真がドローンカード100に転送され、表示される。

30

【0030】

ドローンカード100を用いてトランザクションを行うのに必要なすべてのデータは、アクティブ状態時には可読の識別子130に提供される。アクティブ状態では、可読の識別子130はユーザがトランザクションを行うことを可能にする。その他の時には、可読の識別子130は使用不可にされ、トランザクションを行うことはできない。可読の識別子130の状態を知らせるためにステータス表示灯110を提供することができる。例えば、表示灯110は、可読の識別子がアクティブな時に点灯する緑色LEDとすることができます。視覚障害者のために、音声による指示を提供して、可読の識別子130の状態の変化を知らせることもできる。

40

【0031】

ドローンカード100は、ホスト10からカードデータを受け取るインターフェース120を含む。上記のようにデータ交換には多数の装置と技術があるので、インターフェース120は、電気的接触、赤外線通信、あるいはレーザ通信を使用するなど各種の実施

50

することができる。電気的接触のインターフェースについては、ドローンカード100は、ホスト10上の電気接点72とインターフェースを取ることが可能な電気接点122を含む。

【0032】

次いで図4を参照し、ドローンカード100の好適な一実施形態の内部構造を説明する。この場合、ドローンカード100は、好ましくは揮発性メモリであるオンボードメモリ150と電気通信する内部コントローラ140を有する。この実施形態では、ドローンカード100は、セキュリティコードと併せてカードデータを記憶するのに十分なメモリを有する。上記のように超薄型のバッテリであることが好ましい電源160が、コントローラ140およびメモリ150に電力を提供する。電源160は、ガルバニック接続、静電誘導、あるいはその他の適切な手段を通じてホスト10から電力を受け取ることにより充電可能とすることができます。

【0033】

上記のように、ドローンカード100は、ホスト10から受け取ったカードデータをメモリ150に記憶するために転送するコントローラ140と電気通信するインターフェース120を含む。先に述べたように、当技術分野には、電気的接触、レーザ通信、および赤外線通信を使用するなど、多数のデータ転送技術がある。

【0034】

コントローラ140は、ホスト10から受け取ったカードデータに基づいて可読の識別子130をアクティブ化する信号を生成する。可読の識別子130は、図7に示す従来型のカードリーダ165などの既存のリーダと互換性のある形態であることが好ましい。可読の識別子130は、例えば、一時的な磁気ストライプ、あるいは認証後に一時的にアクティブ化されるバーコードである。

【0035】

一時的な磁気ストライプを生成するために、ドローンカードは、カードアカウントに対応する磁気信号を生成する電気的配列を含むことができる。電気的配列を使用した一時的な磁気信号の生成に関する解説を得るには、参照により本明細書に組み込まれる特許を参照されたい（特許文献1）。

【0036】

あるいは、可読の識別子130は、ドローンカード100内に収納された磁性粉あるいはその他の材料を使用して生成することもできる。ホスト10は、磁性粉の物理的位置あるいは形状を変えて各種の可読の識別子を生成することができる。例えば、磁性粉を配向して、標準的なカードリーダで読み取れる一時的な磁気ストライプを生成することができる。

【0037】

あるいは、可読の識別子130は、カードデータに対応するバーコードを生成するLCDあるいはその他の適切な表示であってもよい。カードデータに基づいて、ホスト10は、対応するバーコードを生成するのに十分なデータを、LCDに表示するためにドローンカード100に転送する。可読の識別子130に示されるバーコードは、ドローンカード100に転送されるカードアカウントごとに異なる。

【0038】

このタイプのドローンカード100に磁気カードリーダを使用するのに代えて、バーコードリーダでドローンカードをスキャンすることもできる。例えば、ドローンカードのメモリに存在するカードアカウントがクレジットカードである場合は、そのクレジットカードに対応するバーコードが可読の識別子として表示される。バーコードリーダは、可読の識別子を読み取り、必要な信用機関と通信して該当するアカウントに課金する。

【0039】

上記のように、ステータス表示灯110の状態でドローンカードが使用できる状態かどうかを知らせる。カードデータが最初にドローンカード100に転送される時、ステータス表示灯100は点灯した状態になることができる。そのような実施形態では、ステータス

10

20

30

40

50

ス表示灯 110 は、可読の識別子が使用不可になるまで点灯状態であることが好ましい。可読の識別子は、(1)トランザクションが完了した時、または(2)一定の時間が経過した時、に使用不可になることができる。多くの実施形態では、コントローラ 140 は、可読の識別子を使用不可にするには単に可読の識別子への電力を切断すればよい。

【0040】

ドローンカード 100 は、ドローンカードを用いたトランザクションが試みられたことを検出するトランザクションセンサ 170 を含むことができる。例えば、ドローンカードが磁気リーダでスキャンするように構成された場合、トランザクションセンサ 170 は、磁気リーダによるドローンカードのスキャンを検出する。ドローンカードがスキャンされると、可読の識別子は使用不可になることが好ましい。

10

【0041】

別の実施形態では、ドローンカード 100 は内部電源を含まなくともよい。例えば、ドローンカード 100 は、可読の状態を保つのに連続的な電力を必要としない磁気ストリップなどの可読の識別子を有するように構成することができる。そのような実施形態では、ホスト 10 は、磁気ストリップにカードアカウントデータを書き込む磁気ヘッドなどの出力回路を含む。ドローンカード 100 がホスト 10 から引き出される時に、磁気ヘッドは磁気ストリップにカードアカウントデータを書き込むことができる。セキュリティコードもドローンカードに書き込むことができる。ホスト 10 中のローラ (r o l l e r) または生成器を提供してドローンカード 100 へのデータの書き込みを同期することができる。

20

【0042】

次いで図 5 を参照すると、登録装置 200 は、ユーザデータおよびカードデータ（および事例によってはセキュリティコード）でホスト 10 を初期化する。登録装置 200 は、独立型デバイス、または汎用コンピュータ 300 の周辺装置でよい。後者の場合、登録装置 200 は、インターフェース 230 を介してコンピュータ 300 と通信する。当業者には理解されるように、インターフェース 230 は、シリアルライン、ワイヤレス通信、あるいはその他適切なデータ転送技術など多数の技術を使用して実施することができる。

【0043】

汎用コンピュータ 300 は、ユーザを認証するのに必要な情報の収集などユーザデータを集めのソフトウェアを含む。名前、住所、社会保障番号などユーザについての一般的情報を汎用コンピュータ 300 中に入力 (key) することができる。登録装置 200 は、ユーザの認証に必要な情報を収集する認証センサ 210 を含む。例えばホスト 10 が指紋センサを含む場合、登録装置 200 は、ユーザから指紋の画像を収集する。登録装置 200 は、この機能を行う別個の指紋センサを有するか、あるいはホスト 10 上に存在する指紋センサを使用することができる。登録装置 200 は、ホストに記憶される各「カード」のカードデータを収集するセンサ 240 も含むことができる。センサ 240 は、標準的なトランザクションカードリーダでよい。

30

【0044】

インターフェース 220 は、ホスト 10 にユーザデータ（および可能性としてはセキュリティコード）を転送する。先に述べたように、当技術分野にはデータ転送のデバイスおよび技術が多数ある。例えば、登録装置 200 は、ホスト上の電気接点を使用して通信することができる。

40

【0045】

図 10～12 に、登録装置 500 の別の実施形態を示す。この実施形態では、登録装置 500 は、ホスト 10 のスロット 14 に収納されることが可能なカード様部分 502 を有することができる。登録装置 500 全体はカード様部分 502 と同じ厚みとすることができますを理解されたいが、ホスト 10 に収納されない部分は、耐久性のためなどにより厚くすることができる。登録装置 500 は、ロック解除コードをホスト 10 に入力するためのキーパッドなどのユーザ入力装置 506 を含む。登録装置 500 は、ホスト 10 と通

50

信するインターフェース(図示せず)も含む。登録装置500は、電気的接触、レーザ通信、赤外線通信、あるいはその他の通信手段を使用するなど、ドローンカード100と同様の方式でホスト10とインターフェースを取ることができる。

【0046】

この実施形態では、使用不可状態にしたホスト10とドローンカード100を登録装置500とともにユーザに配達することができる。ホスト10を使用可能にするには、ユーザは、ホスト10およびドローンカード100の発行者からロック解除コードを入手しなければならない。したがって、ユーザは、ホスト10およびドローンカード100の発行者と通信してロック解除コードを受け取る。ユーザは、発行者のウェブサイトを使用してロック解除コードを入手しても、あるいは単に電話を用いて発行者に電話してもよい。ロック解除コードを入手するには、ユーザは、ユーザを認証するための一連のセキュリティ上の質問に答えさせることを求められる。セキュリティ上の質問への返答に満足すると、発行者は、ロック解除コードをユーザに発行することができる。ユーザは、登録装置500がホスト10内に収納された状態で登録装置500にロック解除コードを入力し、それによりホスト10をロック解除する。ホスト10は特定の登録装置500と組み合わせることはできる。さらに、登録装置500は、1つの登録装置が複数のホストで使用されるのを防ぐために、一回限りの使用とするように設計することができる。

10

【0047】

ホスト10が使用可能になった状態で、ユーザは登録プロセスを進めることができる。例えば、ユーザは、ホスト10の認証センサ20を使用してアカウントを設定し、登録装置500のユーザ入力装置506にカードアカウントについての情報をタイプ入力することができる。登録プロセスについての指示をホスト10のディスプレイ30に表示することができる。また、登録装置500は、ユーザのデジタル写真をホスト10に転送するデジタルカメラ手段508を含むことができる。

20

【0048】

ホストを使用するには、ユーザは認証センサを使用して検証されなければならない。例えば認証センサが指紋センサである場合は、ホストに記憶されたカードアカウントにアクセスするにはユーザの指紋を検証しなければならない。認証されると、ユーザは、スクロールボタンを使用して、そのユーザがアクセス権を有するホストに記憶されたすべてのカードアカウントの識別を表示することができる。所望のカードアカウントの識別が表示されると、ユーザは、表示ボタンを使用して、選択した「カード」のカードデータをセキュリティコードと併せて表示することができる。カードデータとセキュリティコードをドローンカードにアップロードするには、ユーザは入力ボタンを選択する。

30

【0049】

ホストがカードデータとセキュリティコードをドローンカードに転送すると、ステータス表示灯が点灯する(ドローンカードに電力が供給されており、そのように点灯する装備になっている場合)。トランザクションのためにカードを使用するには、ユーザはホストからカードを取り出し、可読の識別子がリーダに曝されるようにする。可読の識別子がリーダに対して曝されると、可読の識別子は使用不可になることが好ましく、ステータス表示灯が消える。可読の識別子がリーダに曝される前に一定の時間が経過した場合も可読の識別子は使用不可になることが好ましく、ステータス表示灯が消える。ユーザは次いで、別のトランザクションに必要になるまでドローンカードをホストに戻しておく。ディスプレイによりアカウント番号とセキュリティコードを見ることができ、(めったにないことがあるが)ベンダが適切なカードリーダを持たない場合など、必要な際には電話(call-in)によって処理を達成することは理解されよう。

40

【0050】

図9Aおよび9Bに、先に述べたホストとドローンカードの機能を1つの符号化カード400に統合した代替の実施形態を示す。符号化カード400は、標準的なクレジットカードとほぼ同じ厚みであることが好ましい。

【0051】

50

符号化カード400は、ユーザの識別を検証する、カードと一体化して取り付けられた認証センサ410を含むことが好ましい。生体認証センサなどユーザを識別する事が可能な任意の適切なセンサを使用することができる。

【0052】

任意で、権限のあるユーザの写真402が符号化カード400に提供される。写真402は、権限のあるユーザの恒久的な静止写真であっても、権限のあるユーザの電子写真を一時的に表示する電子ディスプレイであってもよい。電子写真を使用する場合は、認証されたユーザに一致する写真が表示される。したがって、符号化カード400には複数のユーザの写真を記憶することができ、許可された特定のユーザに基づいて該当する写真が表示される。

10

【0053】

符号化カード400は、ユーザが、符号化カード400に記憶された各種のカードアカウントに関連する情報を見ることができるディスプレイ420を含む。符号化カード400に装着されたスクロールボタン430により、ユーザは、自身がアクセス権を有する符号化カード400に記憶された各種のカードアカウントの名前をスクロールして見ることができる。ユーザがカードアカウントの名前をスクロールすると、各アカウント名がディスプレイ420に表示される。

【0054】

ユーザが使用する特定のカードアカウントを決定すると、入力ボタン440を使用して所望のカードアカウントを選択する。その結果、可読の識別子480(図9B)が一時的な磁気ストライプか、認証後に一時的にアクティブ化されるバーコード表示などの信号を提供し、それによりトランザクションが完了することができる。所望のカードアカウントを選択すると、表示灯450が可読の識別子の状態を表示する。先に述べたように、表示灯は、可読の識別子が使用可能な状態であるか、使用不可の状態であるかを示す。符号化カードを用いたトランザクションが試みられたことを検出するトランザクションセンサ490を提供することができる。特定のカードアカウントに関する情報も、表示ボタン470を選択することによりディスプレイ420で見ることができる。バッテリ寿命を延ばすために、太陽電池460を含めて符号化カード400に電力を供給することができる。図9Cに示すように、プリズム462または他の適切な手段を提供して、太陽電池460に利用できる光を増すことができる。

20

【0055】

このように、本発明は、新規の特性を有するトランザクションカードシステムを提供することが理解できよう。本発明の好適実施形態を図に示し、説明したが、当業者により、本発明の趣旨および範囲から逸脱することなく、変更および変形を加えてよい。また、各種実施形態の態様は、そのすべてまたは一部を入れ替えてよいことを理解されたい。さらに、当業者は、前述の説明は例証に過ぎず、本発明を制限するものではないことを理解されよう。

30

【図面の簡単な説明】

【0056】

【図1A】本発明の一実施形態によるホストおよび挿入されたドローンカードの正面透視図であり、各種の内部構成要素を示すためにホストの一部分を切り開いた図である。

40

【図1B】ホストからドローンカードを取り出した状態を示す図1Aのホストとドローンカードの透視図である。

【図1C】図1Aの線1C-1Cに沿って見たホストの側面図である。

【図1D】図1Aの線1D-1Dに沿って見たホストの一部分の断面図である。

【図2】図1A～Cのホストの各種の機能構成要素を図式的に表す図である。

【図3A】図1A～Cのホストとともに使用することが可能なドローンカードの正面図である。

【図3B】図3Aのドローンカードの背面図である。

【図4】図3Aおよび3Bのドローンカードの各種の機能構成要素を図式的に表す図であ

50

る。

【図5】本発明の一実施形態によるホストとのインターフェースをとる登録装置の図式表現図である。

【図6】認証プロセスを説明する流れ図である。

【図7】現在普及しているタイプのクレジットカードドリーダでスキャンされるドローンカードの透視図である。

【図8】ドローンカードのトランザクションの試みを示す表の図である。

【図9A】代替実施形態による符号化カードの正面図である。

【図9B】図9Aの符号化カードの背面図である。

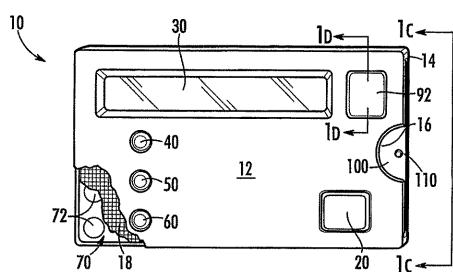
【図9C】図9Aの線9C-9Cに沿って見たカードの一部分の断面図である。 10

【図10】代替実施形態による登録装置の透視図である。

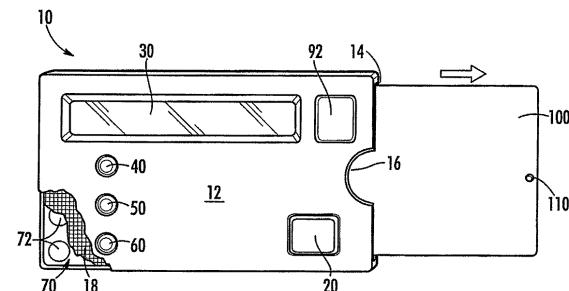
【図11】ホスト中に収納された図10の登録装置の透視図である。

【図12】図10および11の実施形態による登録プロセスを説明する流れ図である。

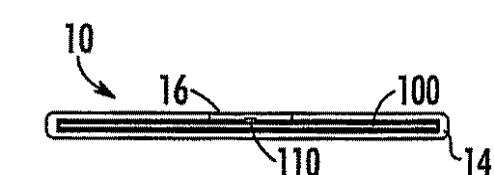
【図1A】



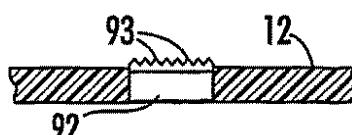
【図1B】



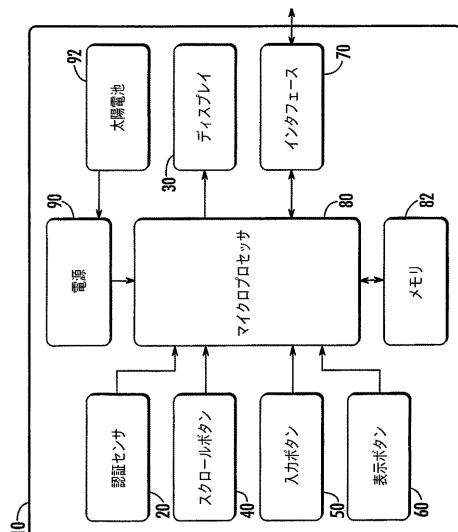
【図1C】



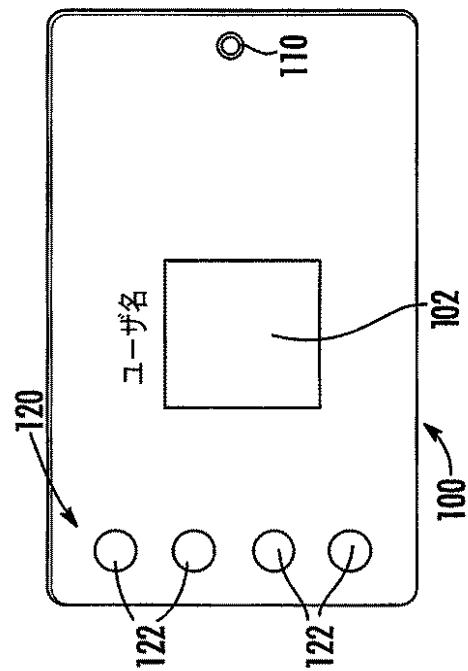
【図1D】



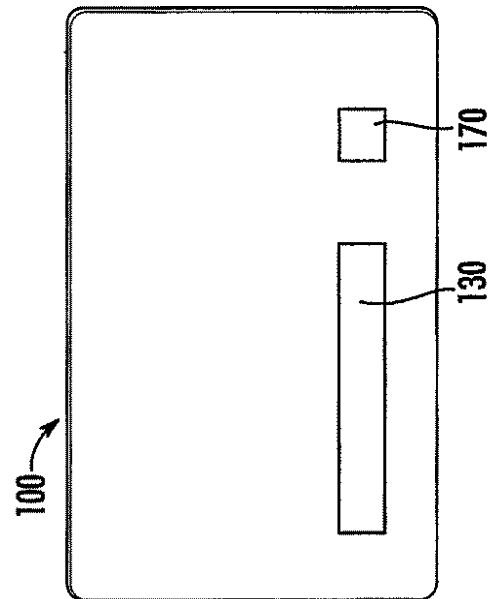
【図2】



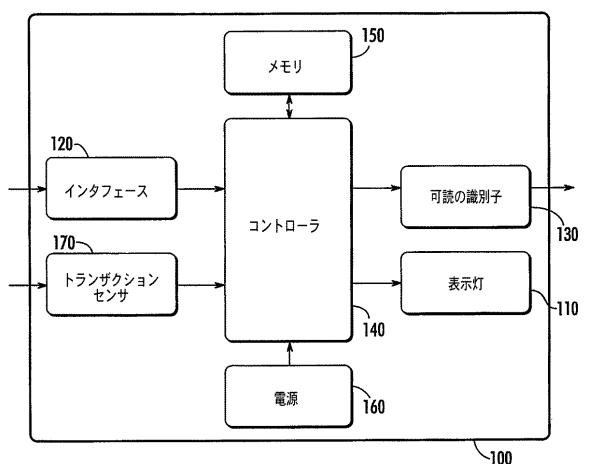
【図3A】



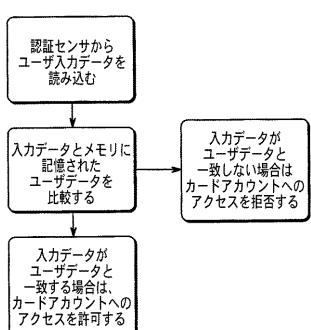
【図3B】



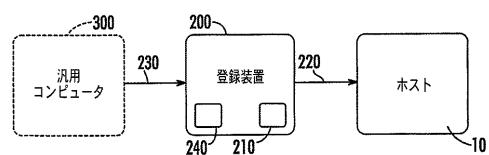
【図4】



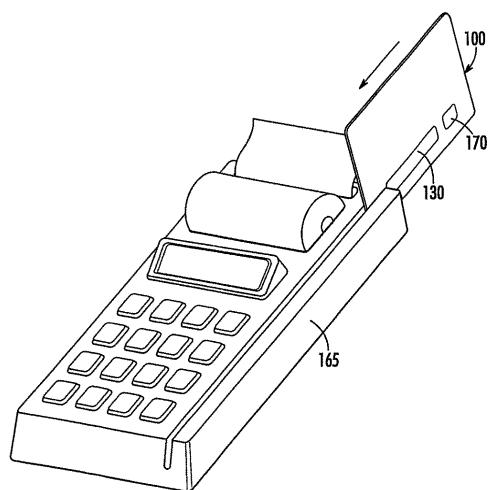
【図6】



【図5】



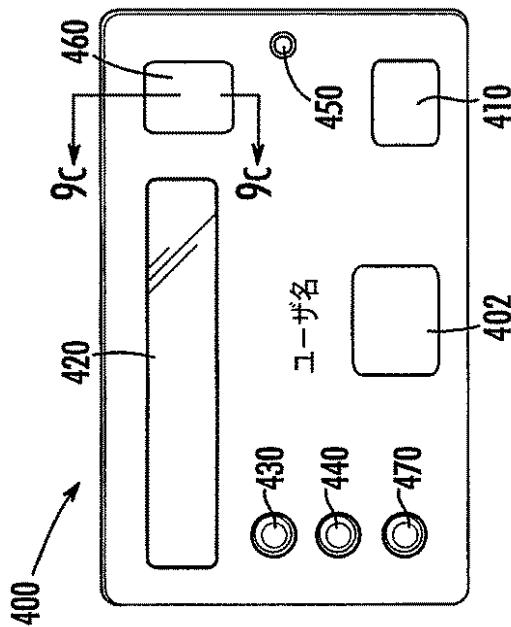
【図7】



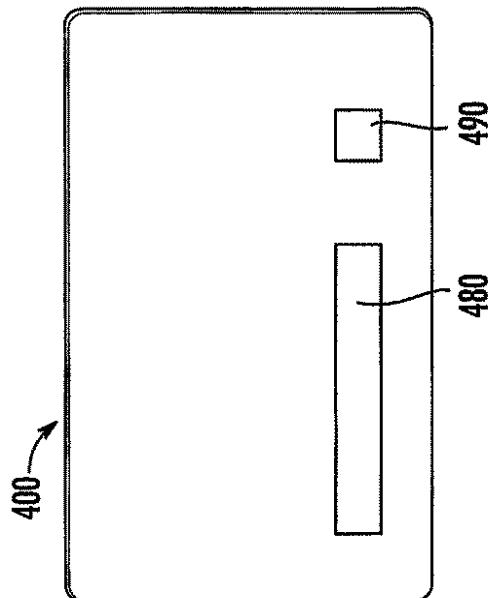
【図8】

予想されるセキュリティコード	読み取られたセキュリティコード	一致/不一致
1234	1234	一致
4562	4562	一致
3657	3657	一致
9876	9876	一致
2464	4462	不一致
2255	2256	不一致
5746	7657	不一致
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•

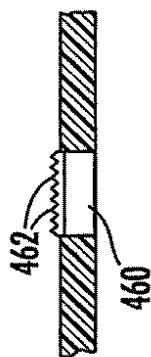
【図9A】



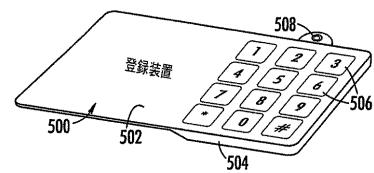
【図9B】



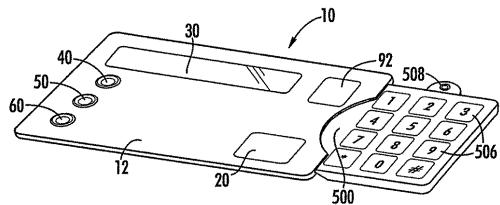
【図9C】



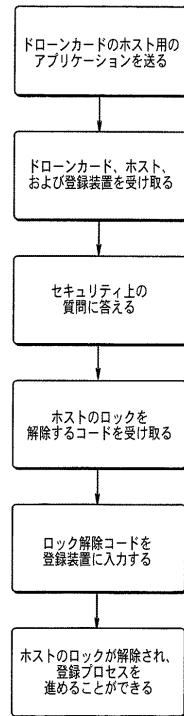
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I
H 04 L 9/32 (2006.01) G 06 K 19/00 J
G 06 K 19/00 R
H 04 L 9/00 6 7 3 E

(56)参考文献 特開平10-255120 (JP, A)
特開2001-005921 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06K 17/00
G06F 3/08
G06F 21/20
G06K 19/07
G06K 19/10
H04L 9/32